

中小企業・小規模事業者経営改善支援について

平成25年3月
中小企業庁

中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージ

円滑化法を利用する中小企業・小規模事業者 30万～40万社

特に事業再生等が必要な事業者 5万～6万社

地域経済
活性化
支援機構に
よる支援

売上20億円
程度以上が
中心

再生支援協議会
による支援

年間数千社を支援。
機能強化のため、補
正予算に41億円計上

売上3億円超～
20億円程度が中心

認定支援機関による
経営改善計画策定支援

2万社を対象に総額300万円
までの費用の2/3を補助。
補正予算に405億円を計上。

セーフティネット貸付や借換保証等による10兆円超
の資金繰り支援

- ・ 経営支援型のSN貸付の創設
(補正予算1326億円、事業規模5兆円、約20万社対象)
- ・ 資本性劣後ローンの活用
(補正予算986億円、事業規模0.4兆円、約1300社対象)
- ・ 借換保証の推進
(補正予算500億円、事業規模5兆円、約25万社対象)

※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

地域金融
機関

中小企業・小
規模事業者の
再生・経営改
善については、
メインバンクが
最後まで責任
を持つことが
大原則

地域経済活性
化支援機構に
より、地域金融
機関等の支援
能力を向上

事業再生子会社・再生ファンド等への出資・専門家人材の派遣(今次法改正による機能強化)※

※3月中に企業再生支援機構から地域経済活性化支援機構への改組を予定。

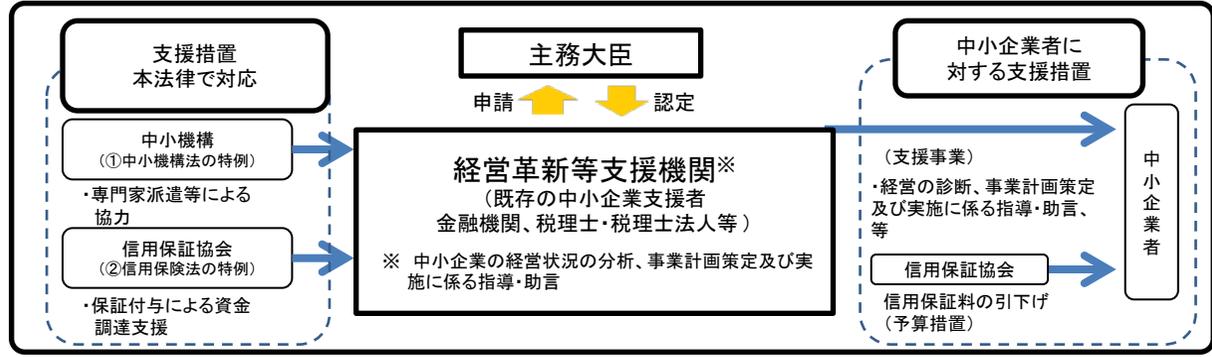
経営革新等支援機関(認定支援機関)について

昨年8月施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、これまで約5,400の専門家(法人、個人)を経営革新等支援機関として認定。主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ(計画実行支援)
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

1. 経営革新等支援機関の制度概要

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決。
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額(▲0.2%)。

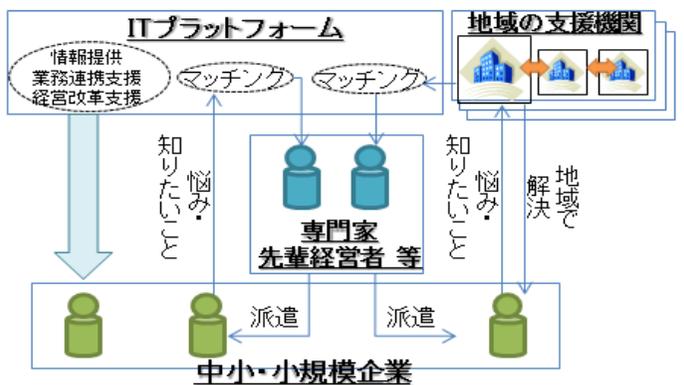


(参考) 認定支援機関の内訳(2月1日時点)

税理士 (個人)	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中央会	中小企 業診断 士	社会保 険 労務士	行政 書士	コンサル 等	NPO 法人	一般財 団・一 般社団	公益財 団・公 益社団	金融 機関	その他	合計
3,504	700	215	9	298	11	29	37	29	73	2	2	95	8	11	22	427	9	5,481

2. 地域の認定支援機関によるネットワークの構築

- ・ ITクラウドを活用して、経営革新等支援機関の地域内のネットワークを強化するとともに、100万以上の中小企業・小規模事業者等とのマッチングを実現。
- ・ 具体的には以下の取組を実施。
 - ① ITシステムによる支援: 全国の事業者と支援機関が、ITクラウド上で知識・ノウハウの共有、ビジネスマッチングを実現するためのサービスを提供。
 - ② 現場での支援(専門家派遣): 各地域の支援機関が本来業務として膝詰めでの相談等を実施。地域で解決できない等、高度・実践的な経営課題・相談には、専門家派遣を実施。 ※ ①については、平成24年度補正予算において、システム開発を前倒して実施。



認定支援機関による経営改善計画策定支援

平成24年度補正予算額 405.0億円

事業の内容

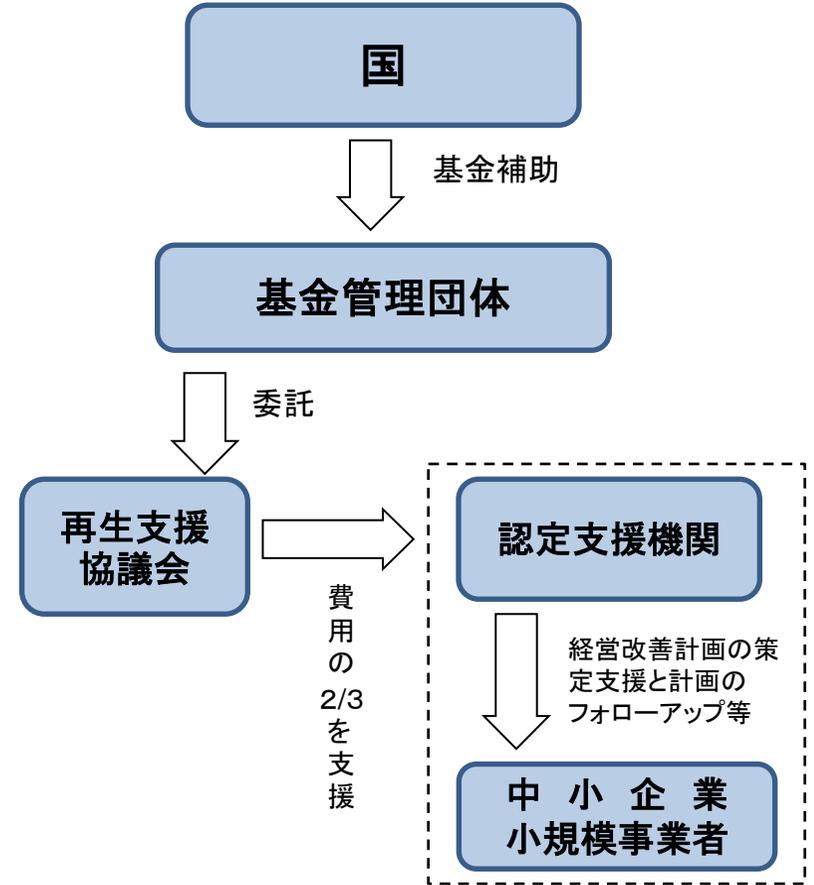
事業の概要・目的

- 金融機関等が金融支援等を行う前提として、中小企業・小規模事業者が適正な経営改善計画や再生計画を策定できることが重要です。他方、多くの中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められています。
- そのため、中小企業再生支援協議会を通じて、認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定を支援し、経営改善を促進します。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス(資産査定)費用、フォローアップ費用につき、総額300万を上限として、その2/3を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

- 事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者
- 事業者の自己負担額は100万円以下。
(上限総額300万円－300万円×2/3)

事業イメージ



中小企業再生支援協議会について

中小企業再生支援協議会は、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業の再生を支援するため、産活法に基づき、都道府県ごとに設置。

中小企業再生支援協議会の構成及び設置状況

認定支援機関(産活法第41条)

中小企業再生支援協議会 (産活法第42条)

全体会議

地域の実情を踏まえ、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項を定める。

指導・助言

報告・相談

支援業務部門

中小企業の再生に係る相談に応じるとともに、必要な場合には、再生計画の策定支援を行う。

中小企業や事業の再生等に知見と経験を有する者が常駐専門家として対応(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等)

再生計画策定支援をする場合に設置

個別支援チーム

- ・常駐専門家
- ・外部専門家

中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ

窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- ・課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- ・必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等)からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援

関係機関との調整

- ・関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

中小企業再生支援協議会の活動実績

相談対応

- ・相談対応は平成24年度第2四半期は795件(第1四半期459社)。うち、約32%が相談段階(1次対応)で課題解決。
- ・平成15年2月の設置以降、平成24年度第2四半期までの相談対応は累計25,135社。

再生計画策定完了

- ・再生計画策定完了は平成24年度第2四半期は95社(第1四半期は58社)。
- ・平成24年度第2四半期までの累計は、3,353社。

都道府県	設置主体(認定支援機関)
北海道	札幌商工会議所
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県	盛岡商工会議所
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構
秋田県	秋田商工会議所
山形県	(財)山形県企業振興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター
茨城県	水戸商工会議所
栃木県	宇都宮商工会議所
群馬県	(財)群馬県産業支援機構
埼玉県	さいたま商工会議所
千葉県	千葉商工会議所
東京都	東京商工会議所
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター
新潟県	(財)にいがた産業創造機構
長野県	(財)長野県中小企業振興センター
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構
静岡県	静岡商工会議所
愛知県	名古屋商工会議所
岐阜県	岐阜商工会議所
三重県	(財)三重県産業支援センター
富山県	(財)富山県新世紀産業機構
石川県	(財)石川県産業創出支援機構
福井県	福井商工会議所

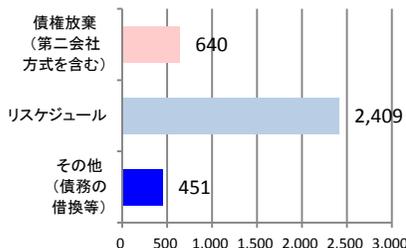
都道府県	設置主体(認定支援機関)
滋賀県	大津商工会議所
京都府	京都商工会議所
奈良県	奈良商工会議所
大阪府	大阪商工会議所
兵庫県	神戸商工会議所
和歌山県	和歌山商工会議所
鳥取県	(財)鳥取県産業振興機構
島根県	松江商工会議所
岡山県	(財)岡山県産業振興財団
広島県	広島商工会議所
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島商工会議所
香川県	高松商工会議所
愛媛県	松山商工会議所
高知県	高知商工会議所
福岡県	福岡商工会議所
佐賀県	佐賀商工会議所
長崎県	長崎商工会議所
熊本県	熊本商工会議所
大分県	大分県商工会連合会
宮崎県	宮崎商工会議所
鹿児島県	鹿児島商工会議所
沖縄県	那覇商工会議所

○認定支援機関の内訳	
商工会議所	31
県中小企業支援センター	15
県商工会連合会	1
計	47
○常駐専門家の内訳	
・金融機関出身者	194
・中小企業診断士	32
・信用保証協会出身者	14
・税理士	10
・公認会計士	13
・その他(中小企業支援機関等)	8
計	271

(平成24年10月1日現在)

再生手法

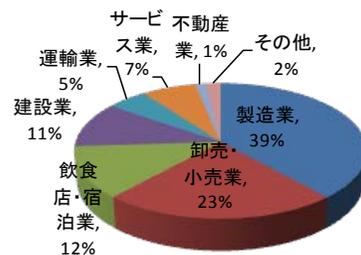
※再生計画策定完了累計3,353社の内訳



※上記手法を複数実施している案件がある。

業種特性

※再生計画策定完了累計3,353社の内訳



中小企業再生支援協議会の機能強化

平成24年度補正予算額 40.5億円

事業の内容

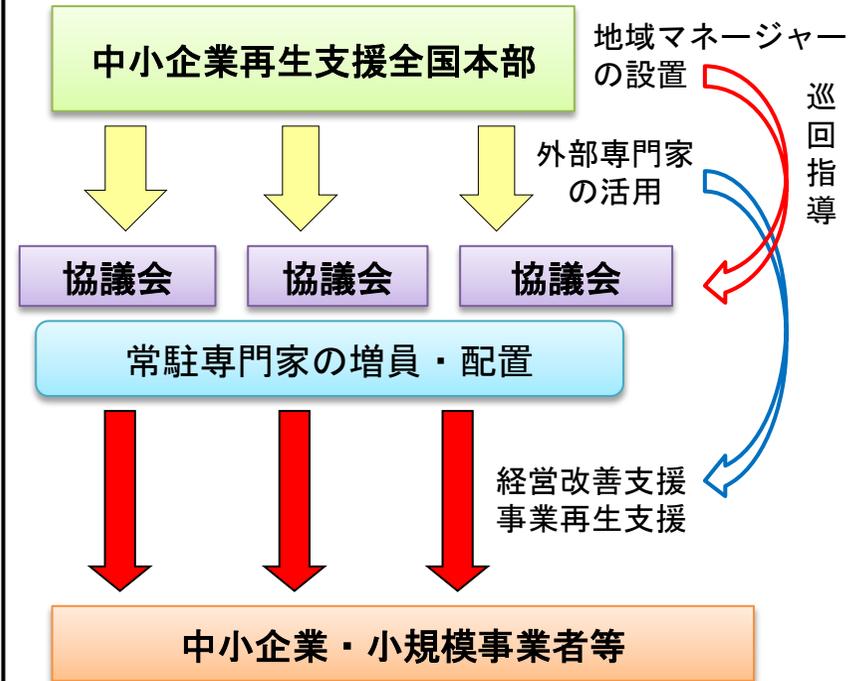
事業の概要・目的

- 再生計画策定支援の確実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制を抜本強化し、支援に係る質の向上及び量の増加を図ります。
- 具体的には、100名以上の専門家の増員等を図り、中小企業・小規模事業者に対する計画策定支援体制の強化を行います（すでに昨年中に70名の常駐専門家の増員（192名→262名）等を実施）。
 - ・全国本部の人員拡充
 - ・全国本部から各協議会への外部専門家派遣 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者が対象
- 再生支援協議会の計画等策定費用の平均で約330万。事業者の負担割合は原則1/2であるため、事業者の自己負担額は160万円以下。

事業イメージ



※中小企業再生支援協議会は、中小企業・小規模事業者の再生を支援するため、産業活力再生法に基づき、全国47都道府県ごとに設置された支援機関。事業再生の専門家が再生計画の策定支援を行い、債権放棄やリスク等に向け、金融機関調整を行う。

地域経済活性化支援機構法の概要

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。

⇒ 企業再生支援機構の「**地域経済活性化支援機構**」への抜本的改組・機能拡充

地域

A 事業再生を目指す企業

- ・事業の選択と集中
(円満な退出を含む)
- ・事業の再編

- ・足腰の強い経営体の構築
- ・過剰供給構造の是正

B 新事業・事業転換を目指す企業

C 地域活性化事業を行う企業

事業再生の難易度が高い、地域の中核的な企業を重点的に再生支援

再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取り
出資・融資・債務保証、専門家の派遣

再生支援

再生計画策定支援
債権者間調整
出資・融資

事業計画策定支援
出資・融資

中小企業再生支援協議会

地域金融機関

事業再生子会社
(連結子会社)

事業再生ファンド

地域金融機関

地域活性化ファンド

専門家の派遣
出資・融資等

専門家の派遣
出資

地域経済活性化支援機構

① 直接の再生支援

- ・支援決定期限:平成30年3月末(5年延長)
- ・支援期間:「5年以内」に延長
- ・大企業について、支援対象事業者名を公表等

② 地域の再生現場の強化

- 中小企業再生支援協議会、地域金融機関に対する専門家の派遣等連携の強化
- 事業再生子会社に対する専門家の派遣、出資・融資
- 事業再生ファンドに対する専門家の派遣、出資

③ 地域活性化に資する支援

- 地域金融機関に対する専門家の派遣
- 地域活性化ファンドに対する専門家の派遣、出資

健全な企業群の形成

↓
雇用の確保・創出

資金繰り支援

- 経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業の資金繰りに万全を期す。[3/1から受付開始]

公的金融(日本公庫、商工中金)による支援

○ 経営支援型のセーフティネット貸付の創設 (日本公庫、商工中金)【補正予算1,326億円、事業規模5兆円】

- ・ 認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設する。
- ・ 対象： 経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業
- ・ 金利： 基準金利－最大0.6% ※基準金利は中小事業1.45%、国民事業1.95%

○ 資本性資金の活用(日本公庫)【補正予算986億円、事業規模0.4兆円】

- ・ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期(7年・10年・15年)・一括償還の資本性資金を供給。
 - ・ 財務基盤の強化を通じて、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化させる。
- ※資本性資金とは、法的倒産手続きの開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本」とみなすことができる。

信用保証による支援

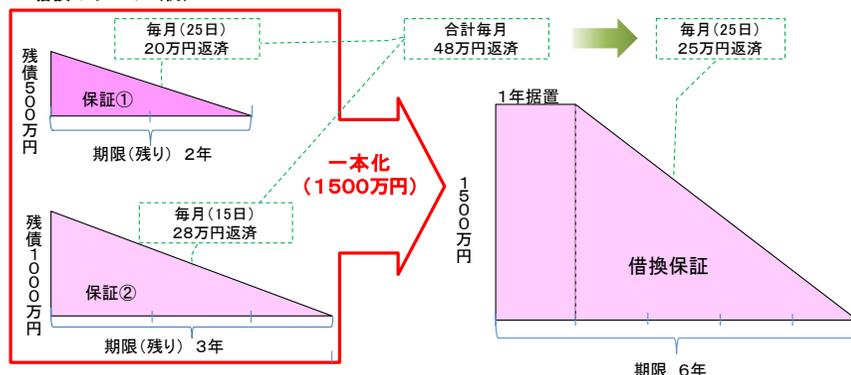
(平成15年2月創設)

○ 借換保証の推進【補正予算500億円、事業規模5兆円※】

- ・ 複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を促進。
- ・ 認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を一部減免(－0.2%)する経営力強化保証の活用が中心。

※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

■ 借換のイメージ(例)



経営支援型セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

平成24年度補正予算額 1,326億円 事業規模 5兆円

円高・デフレ等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫等が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：

（中小企業事業）7.2億円

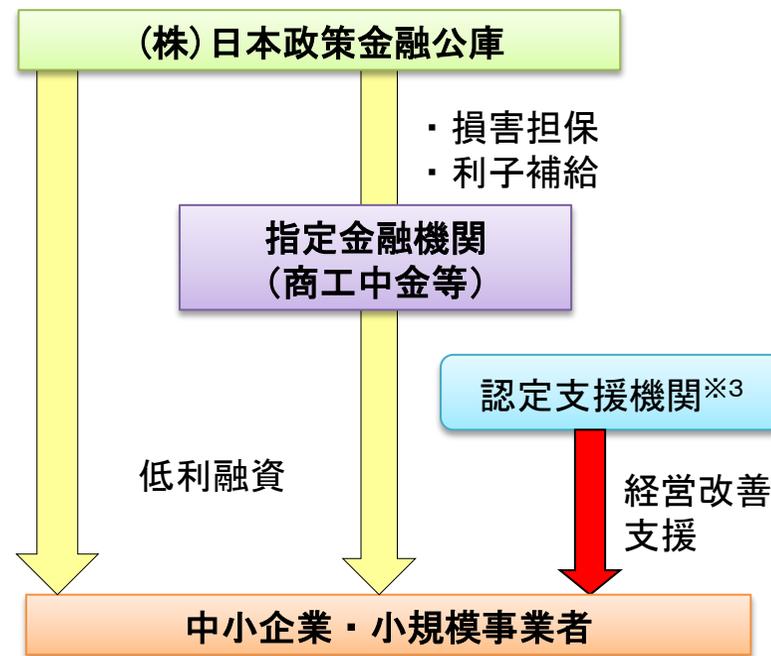
（国民生活事業）4,800万円

貸付期間：設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利：基準利率（3月1日現在（中小）1.45%（国民）1.95%）。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率－▲0.4%
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率－▲0.2%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率－▲0.6%

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

（注）商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。

資本性劣後ローン（挑戦支援資本強化特例制度）

平成24年度補正予算額 986億円 事業規模 0.4兆円

新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が資本性を有する長期資金（一括返済型）を供給します。（中小企業事業は拡充、国民生活事業は新設）

制度の概要

対象者：新事業展開・事業再生等に取り組む者で、地域経済の振興に資する事業、先進性、新規性又は技術力が高い事業等を行う者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）3.0億円

（国民生活事業）2,000万円

貸付期間：（中小企業事業）7年・10年・15年

（国民生活事業）7年～10年以内（再生計画が10年超の場合は7年～15年以内）

貸付金利：業績に応じた金利が適用されます。

（中小企業事業）0.40%～6.35%

（国民生活事業）0.90%～8.55%

担保・保証人：なし

事業スキーム

(株)日本政策金融公庫

資本性劣後
ローン

民間金融機関

呼び水効果

協調融資

中小企業・小規模事業者

（注1）本制度による債務については、金融検査上、自己資本と看做すことができます。

（注2）適用金利の判定は、貸付後1年ごとに、直近決算により判断します。

（注3）期限前弁済は、原則として認められません。

借換保証の推進

平成24年度補正予算額

500億円

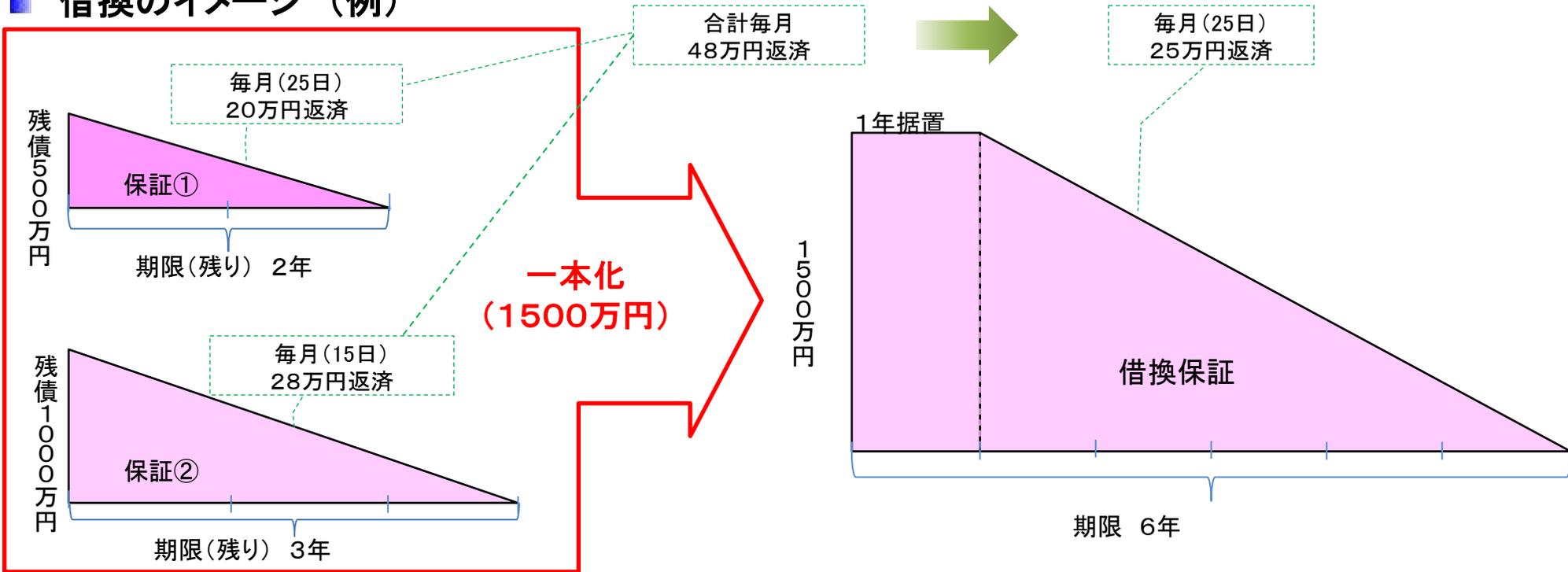
事業規模

5兆円

※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

- 既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。
- 当面の中小企業の資金繰りを緩和。

借換のイメージ（例）



本制度のメリット

- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減。
- 新たに、据置期間を設けることも可能。
- 金融審査が通れば、真水(ニューマネー)の追加も可能。

※ 既保証の同額以内であれば、経営力強化保証を活用し、100%保証の既保証を100%保証で換えることが可能。

小規模事業者経営改善資金融資事業

貸付対象者

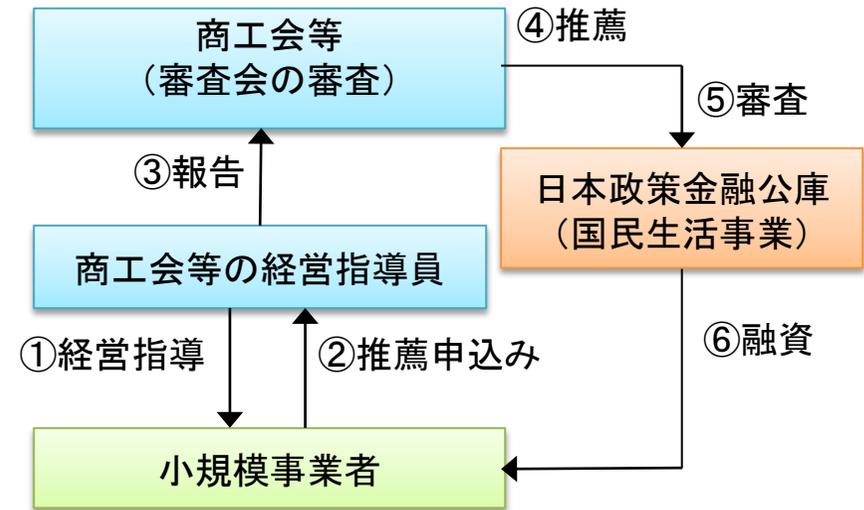
1. 小規模事業者（常時使用する従業員が、商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下）
2. 最近1年以上、原則同一商工会等の地区内で事業を営んでいることなど。

貸付条件

1. 貸付限度額：1,500万円※
2. 貸付金利：平成25年2月14日現在 1.65%
(日本政策金融公庫基準金利-0.3%※)
3. 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
4. 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
5. 担保等：無担保・無保証人
6. 経営指導：原則6か月以上の商工会等の経営指導を受けること

※東日本大震災の被災者に対し、別枠1,000万円(当初3年間更に0.9%の金利引き下げ)の措置あり。

融資制度のスキーム



小口零細企業保証

貸付対象者

1. 小規模事業者（常時使用する従業員が、商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下）
2. 保険引受残高1,250万円

貸付条件

1. 保証料率：平均1.35%
2. 担保：無担保
3. 保証人：法人代表者を除いて保証人非徴求
4. 保証割合：100%